運営協議会資料 平成30年1月29日 福祉部高齢福祉課

# 八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について

八戸市地域包括支援センター運営業務の平成 30 年度からの委託先法人の公募を行った結果、12 日常生活圏域に対して 15 法人から応募があり、八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人選考会の審査を踏まえ、下記のとおり受託候補者を選定した。

## 1. 選考結果

別紙のとおり

#### 2. 委託期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

※ ただし、業務の開始後において関係法令を遵守しない場合や、業務の実施 につき著しく不適当と認められる場合には、八戸市地域包括支援センター運営 協議会の意見を聴いた上で、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

#### 3. 選定までの経過

平成 29 年

9月22日(金) 公募要領の公表、公募開始 10月13日(金) 公募説明会 12月21日(木)・22日(金) プレゼンテーション・ヒアリング審査(選考会) 12月27日(水) 選考結果の通知

### 4. 今後の予定

平成 30 年

2月15日(木)委託に関する説明会の開催2月28日(水)地域包括支援センター設置届出書等提出期限2月~3月引継ぎ等4月1日(日)~委託契約締結・業務開始

# 八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人候補者

No.	圏域	法 人 名	在介名	配置基準 職員数
1	大館・東	社会福祉法人 スプリング	福寿草	4人
2	白銀南・鮫・南浜	社会福祉法人 同伸会	瑞光園	3人
3	下長·上長	公益財団法人 シルバーリハヒブリテーション協会	はくじゅ	3人
4	三八城•根城	社会福祉法人 みやぎ会	みやぎ	3人
5	柏崎・吹上	一般社団法人 八戸市医師会	八戸市医師会	3人
6	市川·根岸	社会福祉法人 寿栄会	寿楽荘	3人
7	長者·白山台	医療法人 康和会	ちょうじゃの森	3人
8	小中野•江陽	医療法人 杏林会	アクティブ24	3人
9	是川•中居林	社会福祉法人 八陽会	修光園	3人
10	白銀∙湊	医療法人 仁泉会	_	4人
11	田面木·館·豊崎	社会福祉法人 ファミリー	_	3人
12	南郷	株式会社 ゆとり	_	2人

- ※ 現在サブセンターが設置されていない圏域 (赤字)にも応募があり、候補者が選定された。
- ※ 田面木・館・豊崎には3法人、下長・上長には2法人の応募があり、他の10圏域には応募 は1法人のみであった。(12圏域に15法人の応募があった。)
- ※ 選考会は、庁内から4人、外部から3人の計7人の選考員で行い、応募が複数あった圏域 は、選考員の合計得点の高い法人を選定し、応募が1か所の圏域は得点が5割以上で候 補者に選定した。

# (2)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の 一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協 議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

## (1)委託事業所

	事業所名 (法人名)	事業所所在地
事後	高齢者ケアセンターゆらぎ居宅介護支援センター	埼玉県さいたま市西区西遊馬
承認	(医療法人財団新生会)	1556–1

# (2) 職員に関する事項

+ 414 - P	勤務形態		予防プラ	受持利用者数		事業所全体の 要支援者及び	
事業所名	常勤・非 常勤の別	専従・ 兼務の別	ン作成 経験年数		うち給付 管理者数	事業対象者 受託可能件数	
高齢者ケアセンターゆらぎ 居宅介護支援センター ※基準日: 平成29年9月1日	常勤	専従	11 年	38 人	38 人	_	

#### (3) 給付管理者数について (八戸市被保険者分)

(3)給付管理者数について(八戸市被保険者分) (単位: ノ							人)		
事業所	事業 対象者	要支援	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
高齢者ケアセンターゆらぎ									
居宅介護支援センター	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(平成 29 年 9 月分)									

# (4)委託事業所数

当該事業所を含め、委託事業所数 92 事業所 (市外含む)、平成 29 年 12 月末時点委託件 数 1,005 件、今後の委託可能見込件数 143 件 (市内事業所分)。

平成30年度八戸市委託型地域包括支援センター運営方針について

介護保険法第 115 条の 47 において、市町村は包括的支援事業の実施に係る方針を示して、包括的支援事業を委託することができるとされている。また、介護保険法施行規則第 140 条の 67 の 2 において、包括的支援事業を委託する者に対し以下に示す内容を勘案して包括的支援事業の実施の方針を示すものとされていることから、平成 30 年度に包括的支援事業を委託するに当たり、その方針について検討するもの。

# 根拠条文等

#### ○介護保険法 (抜粋)

(実施の委託)

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

### ○介護保険法施行規則

(包括的支援事業の実施に係る方針の提示)

第百四十条の六十七の二 市町村は、包括的支援事業(法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。)の全てにつき一括して委託する場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 四 第一号介護予防支援事業の実施方針 (下線部:介護予防ケアマネジメント)
- 五 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 六 法第百十五条の四十八第一項に規定する会議の運営方針 (下線部:地域ケア会議)
- 七 当該市町村との連携方針
- 八 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 九 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

# 平成30年度八戸市委託型地域包括支援センター運営方針(案)

## 1. 地域包括ケアシステム構築についての方針

八戸市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築し、「誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり」を目指す。

#### 2. 介護予防の推進についての方針

利用者が主体的に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出すことができるように支援する。

また、高齢者に発生しやすいサルコペニアやフレイルは、生活の質の低下や要介護状態となるリスクを高めることから、運動機能向上及び低栄養状態の予防への取組を強化する。

## 3. 認知症総合支援事業推進についての方針

各委託型地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談支援を行う。

#### 4. 公正性及び中立性確保についての方針

八戸市地域包括支援センター運営協議会での協議内容を踏まえ、適切な運営、公正・中立性の確保、その他円滑な運営を図る。

また、利用者のサービス利用が特定の事業者に偏らないように配慮する。

### 5. ニーズに応じて重点的に行うべき業務についての方針

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等活用し、担当圏域の地域特性や実情の分析を行い、ニーズに応じて重点的に行うべき業務を明確にした上で、地域の関係機関と効果的に連携を図りながら、適切な業務を行う。

# 6.介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者との ネットワーク構築についての方針

地域ケア会議や在宅医療・介護連携ツールの活用、民生委員定例会や地域の会合への参加等、様々な機会を通じて、医療・介護関係者や地区社会福祉協議会等地域関係者との 連携を図り、ネットワーク構築に努める。

### 7. 第1号介護予防支援事業についての方針

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、 その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、一般介護予防事業や民間企業等に よる生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、 専門的な視点から、必要な支援を行う。

## 8. 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、包括的支援事業研修会等活用し、介護支援専門員の資質向上及びネットワーク構築を図る。

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専 門職や地域関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を 行う。

#### 9. 地域ケア会議の運営についての方針

地域ケア個別会議の実施に当たっては、医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討する。

また、地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として圏域地域ケア推進会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化、構築に努める。

#### 10. 八戸市との連携についての方針

定期的に開催される八戸市との打合せ会等により、八戸市との情報共有に努める。 また、八戸市による事業運営に関する点検・評価とあわせて、委託型地域包括支援センターが自ら自己点検・自己評価を行い、業務水準を高めることにより、効果的な事業運営を安定的、継続的に行う。